

次世代育成支援対策推進法に係る

「一般事業主行動計画」

当金庫職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

〔目標1〕「育児・介護休業規程」第15条に規定する子の看護のための休暇制度を周知し取得を促進する。

《対 策》

令和3年4月～ 制度内容について事務連絡文書や諸会議を利用し職員に周知を行い、取得促進の取組みを引き続き継続して行う。

〔目標2〕子供が生まれる男性職員の出産直後の休暇（特別休暇）取得率を80%以上にすること。

《対 策》

令和3年4月～ 制度内容について事務連絡文書や諸会議を利用し職員に周知を行い、取得促進の取組みを引き続き継続して行う。

〔目標3〕若者のインターンシップの受け入れを行う。

《対 策》

令和3年4月～ ホームページや就職サイトを活用し若者に周知を行い、インターンシップを実施する。

